



平成 20 年 5 月 21 日

各 位

会 社 名 あいおい損害保険株式会社
代表者名 取締役社長 児 玉 正 之
(コード番号 8761 東証・大証・名証)
問合せ先 総務部次長 白 井 祐 介
(TEL 03-5424-0101)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 5 月 21 日開催の取締役会において、平成 20 年 6 月 26 日に開催予定の第 7 回定時株主総会に、下記のとおり、定款の一部変更について付議することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

取締役の職務遂行にあたり、その能力を十分に発揮し、期待される機能、責任を果たしうるよう役付取締役の役割を明確にすることを目的に、現行定款第 27 条を変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(<u>役付</u>取締役および<u>代表</u>取締役) 第 27 条 <u>取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役副会長、取締役社長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役を選定する。ただし、取締役会長、取締役副会長および取締役副社長は、欠員とすることができる。</u> 2 <u>前項の取締役中から、取締役会の決議によって代表取締役若干名を選定する。</u> 3 <u>取締役会は、その決議によって取締役名誉会長または取締役相談役を定めることができる。</u></p>	<p>(<u>代表</u>取締役および<u>役付</u>取締役) 第 27 条 <u>取締役会は、その決議によって代表取締役若干名を選定する。</u> 2 <u>取締役会は、その決議によって取締役社長をはじめ業務執行を担当する役付取締役を選定することができる。</u> (削 除)</p>

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日

平成 20 年 6 月 26 日 (木)

定款変更の効力発生日

平成 20 年 6 月 26 日 (木)

以 上